

デカボえひめプロジェクト推進事業委託業務仕様書

1 目的

愛媛県地球温暖化対策実行計画の長期目標に掲げる「2050年脱炭素社会の実現」には、県民一人ひとりの取組みが重要である中、脱炭素化に向けた県民総ぐるみのアクションを引き出すため、「楽しさ・貢献実感」をトリガーとし、県民の意識や行動を大きく変容させることを目的に、令和6年度から「デカボえひめプロジェクト」を実施しており、3年目となる令和8年度は、無関心層を含むより多くの県民の行動変容を実現すべく「県民共創型」による普及啓発・アイデア実装事業を展開する。

2 業務内容

本事業の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行すること。ただし、具体的な実施内容については、提案の内容を基に愛媛県と協議の上、決定する。また、本事業は、別記1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づき実施すること。

(1) 県民共創イベントの企画運営

県内外の大学生を中心とした環境への意識の高い若者世代に、脱炭素に関する課題を投げかけ、その解決策を検討するワークショップを実施すること。5日間に渡って集中実施するワークショップの中で、課題に対する理解を深め、若者ならではの視点やアイデアを県や企業等と共有し、最終的に出たアイデアを「2.(2)共創アイデアの実装」で実装すること目的としたプログラムを企画・運営すること。

(ア) ワークショップ概要

a. 実施期間

契約締結の日から令和8年9月18日（金）までの期間のうち5日間

※愛媛県と協議の上、決定する。

b. 実施場所

愛媛県内

※愛媛県と協議の上、決定する。なお、官民共創拠点「E:N BASE」を積極的に活用すること。

c. 参加対象者

大学生20名程度

(内訳) 愛媛県在住の大学生10名程度

愛媛県以外に在住する全国の大学生10名程度

※愛媛県出身者を優先的に選考することとし、選定の際は、愛媛県と協議の上、決定する。

d. 講師

1名以上

※愛媛県と協議の上、決定する。

e. 内容

- ・議論するテーマは、脱炭素に関する課題に対する解決策や脱炭素アクションを啓発するプロモーションに関するものであること。
- ・学生を3～4名で構成するチームに分け、ディスカッションやプログラムを通して課題の解決に繋がるアイデアを考案させること。

- ・上記チームごとに考案したアイデアについて、発表を行い、優勝チームを決定すること。
- ・考案されるアイデアは、「2.(2)共創アイデアの実装」において実装することを見据えたものとする。

(イ) 委託業務の内容

a. 実施業務

- ①企画（テーマ・内容設定、講師・必要に応じたスタッフの選定）
- ②参加者の募集・選定（募集要項の作成、告知素材の準備、告知）
- ③参加者との連絡調整
- ④ワークショップの運営
会場の手配、設営、司会・その他スタッフの手配、参加者の交通手段・宿泊先の手配、安全管理等、円滑な実施に必要な一切の業務を行うこと。
- ⑤参加者へのアンケートの実施
イベント実施による事業効果を測定するため、参加者及び関係団体等を対象としたアンケート調査を実施すること。なお、アンケートの内容については、愛媛県と協議の上、決定する。
- ⑥スケジュール管理
事前に愛媛県に共有し、変更があった場合は適宜報告すること。
- ⑦運営マニュアルの作成、スタッフ説明会の開催
- ⑧講師の選定及び講師との連絡調整等
講師を選定するとともに、講師とのスケジュール調整や条件の交渉を行うこと。また、講師の接遇、謝金の支払い等を含むアテンドを行うこと。
- ⑨会場の設営・安全管理・装飾
施設管理者との連絡調整、設営・撤去、会場・機材等使用料の支払等を行うこと。
- ⑩イベントのリスク軽減対策（損害賠償責任保険への加入等）
- ⑪事故等緊急時の対応（救急医療対応を含む）
- ⑫その他、県が必要と認める業務

b. 留意事項

- ①参加者に提示する脱炭素に関する課題は、愛媛県と十分に協議した上で決定すること。
- ②県民の生活に根差した行動促進施策を共創すること。
- ③「2.(1).イ 委託業務の内容」の業務実施に付帯する業務については、受託者が行うとともに、事業の実施に係る経費の一切を委託金額に含めること。

(2) 共創アイデアの実装

「2.(1)県民共創イベントの企画運営」において参加者が考案したアイデアを、以下のア～ウの取組において実装すること。

ア ポイントキャンペーン事業の実施

県民（消費者）との接点が大きな小売業者と協働し、生産・流通・使用等過程でのCO₂排出量が少ない商品・サービスを購入した人に対して、ポイントを付与するデカボポイントキャンペーン（仮称）を展開し、買い物行動に係る脱炭素アクションの実践を図ること。

(ア) デカボポイントキャンペーン（仮称）概要

a. 実施時期

契約締結の日から令和9年3月24日（水）までの期間のうち、「2.(1) 県民共創イベントの企画運営」終了後に実施すること。

なお、これにより難しい場合は、愛媛県と協議の上、決定する。

b. 協働する小売業者

- ・県内に複数の店舗を持つスーパー、ドラッグストア等、県民との接点
が大きな小売業者であること。
- ・自社ポイントシステムを構築済みであり、かつポイントを付与する商
品を区別して、追加的なポイント付与が可能であること。
- ・ポイント上乘せ付与の対象となる、CO₂排出量削減に寄与する製品を販
売していること。

c. 実施場所

協働する小売業者の県内各店舗

(イ) 委託業務の内容

a. 実施業務

①キャンペーンにおける共創アイデアの実装

「2.(1) 県民共創イベントの企画運営」において参加者が考案したアイ
デアを実装すること。

②協働する小売業者の選定、交渉等

協働を依頼する小売業者との交渉、事業の趣旨や内容等の説明の一切は
受託者が行うこと。

また、小売業者は、事前に愛媛県と協議の上、選定すること。

③キャンペーン参画に向けての小売業者の体制整備

ポイントを付与する商品の選定、追加的なポイント付与システムの構築
等を小売業者と連携して行うこと。

④小売業者従業員への事業の周知啓発・教育

事業の運用マニュアル等を作成し、小売業者従業員に対して、事前に十
分な周知啓発と教育を行うこと。

⑤事業実施後のアンケート

事業の効果や改善点等を把握するため、事業実施後に、小売業者従業員
を対象としてアンケート調査を実施するとともに、調査結果を愛媛県に
報告すること。

なお、アンケートの内容については、愛媛県と協議の上、決定する。

b. 留意事項

「2.(2).ア.(イ) 委託業務の内容」の業務実施に付帯する業務について
は受託者が行うとともに、本事業の実施に係る経費の一切を委託金額に含
めること。

イ デジタルスタンプラリー事業の実施

デジタルツールを用いて、買い物以外の脱炭素アクションを促進するため、県
民が暮らしの中で、楽しさや達成感を得ながら、幅広い行動に繋がられるデカボ
スタンプラリー（仮称）を実施すること。

具体的には、デジタル技術を活用し、誰でも気軽に参加できるように創意工夫を凝らすとともに、県民が参加したくなるインセンティブを設けるものとする。

(ア) デジタルスタンプラリー概要

a. 実施時期

契約締結の日から令和9年3月24日(水)までの期間のうち、「2.(1) 県民共創イベントの企画運営」終了後に実施すること。

なお、これにより難しい場合は、愛媛県と協議の上、決定する。

b. スタンプ付与の対象

日常生活において誰もが気軽に実践できる脱炭素アクションとすること。

なお、脱炭素アクションは、愛媛県と協議の上、決定する。

c. インセンティブ付与

上記スタンプを貯めることにより、デジタルスタンプラリー利用者にインセンティブを付与すること。

なお、インセンティブの内容は、愛媛県と協議の上、決定する。

(イ) 委託業務の内容

a. 実施業務

①スタンプラリーにおける共創アイデアの実装

「2.(1) 県民共創イベントの企画運営」において参加者が考案したアイデアを実装すること。

②デジタルスタンプラリーのシステム構築及び運営管理

デジタルスタンプラリー利用者が使いやすいシステムを構築すること。ただし、既存のシステムを活用しても差し支えない。

③デジタルスタンプラリーの機能作成

(a) 現在の保有スタンプ数を表示するカウンター

(b) 付与されたスタンプの内容(実施した脱炭素アクションとその環境保全効果)が分かるスタンプ帳

(c) 特典応募

(d) 特典応募履歴の表示

(e) メール、チャット等でのお問い合わせ

(f) 利用者個別のアカウントID等表示

(g) お知らせ・新着情報表示

(h) お問い合わせ窓口及び電話番号、営業時間表示

(i) 参加時の注意事項表示

なお、これにより難しい場合は、愛媛県と協議の上決定する。

④特典に関する一切の業務

応募者情報の取りまとめ、当選者の決定、特典の購入、当選者への発送等特典に係る一切の業務を行うこと。

※特典内容及び応募に係る1口あたりの必要スタンプ数等の詳細については、愛媛県と協議の上、決定する。

b. 留意事項

①本事業の実施に係る経費の一切を委託金額に含めること。

②スタンプラリーの参加状況については、適宜、県に報告すること。

ウ 脱炭素イベントの創出

県民の脱炭素に関する行動変容を促し、習慣化を図るため、県民の幅広い参加を促進するデカボイベント（仮称）を開催する。イベントでは、県民の脱炭素アクションを促すデジタルコンテンツを活用するとともに、愛媛県内に事業所を有する企業の環境配慮型商品（CO₂排出量の削減価値を可視化したもの等）のPRをする等、県民の脱炭素意識醸成・行動変容を促進するための多様なブースを設けること。

(ア) イベント概要

a. 実施時期

契約締結の日から令和9年3月24日（水）までの期間のうち、「2.(1)県民共創イベントの企画運営」終了後に実施すること。

b. 実施場所

多くの来場者が見込まれる会場（屋内外問わない）

(イ) 委託業務の内容

a. 実施業務

①企画・運営

②イベントにおける共創アイデアの実装

「2.(1)県民共創イベントの企画運営」において参加者が考案したアイデアを実装すること。

③実施体制の構築（司会、イベントスタッフ、人員手配含む）

④進行、運営スケジュールの管理

愛媛県に共有し、変更があった場合は適宜報告すること。

⑤運営マニュアルの作成、スタッフ説明会の開催

⑥出演者との交渉・連絡調整及び出演に要する経費の支払

⑦会場との連絡調整、会場・機材等使用料の支払

⑧交通規制の広報・周知（規制看板等の運搬・設置・確認・撤去含む）

⑨会場の設営、安全管理・装飾

⑩イベントのリスク軽減対策（損害賠償責任保険への加入等）

⑪事故等緊急時の対応

⑫その他、県が必要と認める業務

b. 留意事項

①本イベントの効果を一過性のものとせず、脱炭素アクションの習慣化につながるような趣向を凝らした企画内容とすること。

②本事業の実施に係る経費の一切を委託金額に含めること。

(3) 県民への広報・プロモーション活動

デカボえひめプロジェクトの各業務の認知度向上を図り、脱炭素に係る県民の行動変容につなげるため、マスメディアを最大限活用した積極的なPRを実施するとともに、デジタルマーケティングの手法を活用して効果的な情報発信を行うことにより、幅広い層をターゲットにしたプロモーションを展開すること。

(ア) 事業概要

実施期間を契約締結の日から令和9年3月24日（水）までとし、令和8年度のプロジェクト開始時期から年間を通じて、継続的なプロモーションを展開すること。

(イ) 委託業務の内容

a. マスメディア活用型プロモーション

①メディアへの提供資料の作成

イベントを周知するリリースなど、メディアに配布する資料を作成すること。

②メディアに対する働きかけ

県内のメディアをリスト化し、各種媒体で取り上げてもらう働きかけ（営業活動）を行い、多様な情報発信に努めること。

b. インターネット活用型プロモーション

情報発信力のあるアカウントを選定し、脱炭素への関心を誘引することで、行動変容につながるような内容を発信すること。

また、ウェブやSNS上から、脱炭素への関心の度合いを分析するとともに、その分析結果から、効果的なプロモーションを展開すること。

c. 留意事項

①上述の内容にこだわらず、独自の広告配信サービスや他のプロモーション法がある場合は、その有効性や効果等を示した上で提案すること。

②本事業の実施に係る経費の一切を委託金額に含めること。

3 効果測定

愛媛県において、温室効果ガス排出の削減に取り組む県民の割合の調査等、本事業の効果測定のためのアンケートを実施（令和9年2月を想定）することとしているので、受託者はアンケートの調査結果を分析するとともに、次年度以降の事業を効果的に実施するための提案を行うこと。なお、アンケートの設問は、15問程度で設定予定。

また、併せて、本事業で得られた様々なアンケート結果については、速やかに分析を行い、愛媛県へ報告すること。

4 業務実施体制

(1) 受託者は、本事業を円滑に行うため、必要かつ適切な人員配置を行うこととし、本事業の実施責任者及び実施責任者に準ずる者をあらかじめ1名ずつ選任し、愛媛県へ報告すること。

なお、実施責任者及び実施責任者に準ずる者に変更がある場合は、あらかじめ愛媛県の承諾を得ることとし、業務状況について定期的に報告すること。

(2) 愛媛県からの緊急を要する対応に、実施責任者が対応することができない場合は、実施責任者に準ずる者が対応できるよう、緊急時の管理体制を整えておくこと。

(3) 愛媛県は、業務担当者について、業務の実施に著しく不相当と認められるときは、受託者に対して理由を明示して変更を求めることができる。

5 その他留意事項

(1) 特許権等

本事業を行うにあたり、特許権、著作権、肖像権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下、「特許権」という。）に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の特許権等についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金を含むこととする。愛媛県又は受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も、前記のとおりとする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て

受託者の責任と費用負担で対応すること。

(2) 著作権等

- ①本事業により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利については、愛媛県に帰属するものとし、本事業により受託者が得られる成果物の著作権人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- ②受託者は、愛媛県が成果物を使用するに当たり、その利用様態に応じて、サイズや色調等の変更又は一部を切り取ることをあらかじめ承諾するものとする。
- ③愛媛県は、成果物を使用するにあたって、受託者を表示することを要しないものとする。
- ④受託者は、本事業の実施に当たり、図画その他の著作物を使用する場合は、当該著作物に係る著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を愛媛県が無償で使用する旨の承諾を受託者の責任と負担において得るものとする。
- ⑤前項において愛媛県が著作物を使用することができる期間は無期限とする。ただし、やむを得ず当該期間に期限を設定する場合は、事前に愛媛県の承諾を得るものとする。
- ⑥受託者は、成果物に関する著作権について、納品前に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続等を行わないこと。

(3) 個人情報の保護

本事業の実施に際して知り得た個人情報については、別記2「個人情報取扱特記事項」を順守し、個人情報漏えい等の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(4) 秘密の保持

受託者及び本事業にかかわるものは、本事業に関して知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本事業に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(5) その他

- ①本事業を実施する上では、必ずしも「デカボ」というワードを用いずとも、県民の脱炭素アクションを促すことを目的とした親しみやすい言葉（※）であれば構わない。
※例えば、デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）
- ②愛媛県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- ③本仕様書に定めのない事項その他本事業を遂行するにあたり調整や疑義が生じた場合は、その都度、提案書等に基づき、受託者と愛媛県が協議して定めるものとする。なお、協議により決定しない場合は、愛媛県の指示によるものとする。